

政令第九十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「十二歳未満の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 十二歳未満の者
- 二 十二歳以上六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたものの

附 則

この政令は、公布の日から施行する。